

改正建築基準法施行日前の確認申請受付について

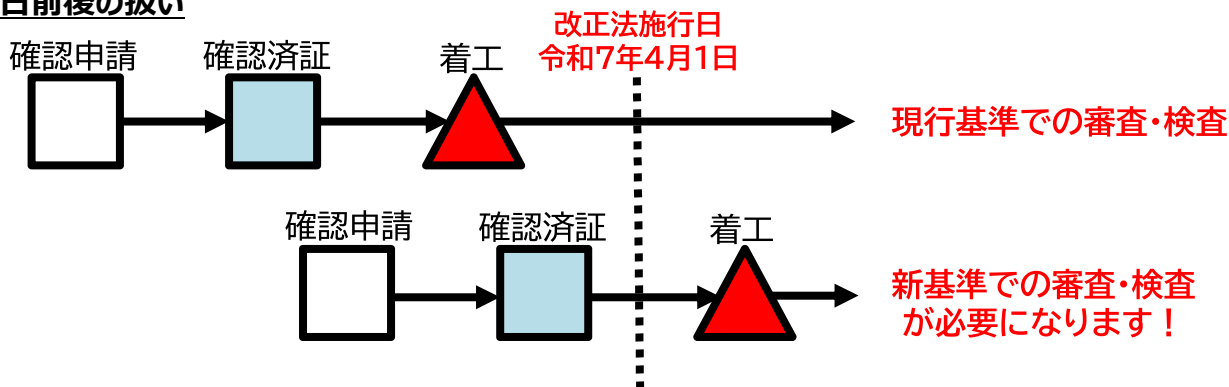
4号建築物 について、改正建築基準法施行日
(令和7年4月1日)前に工事着手する場合、
**令和7年3月上旬までに確認申請を提出してく
ださい。**

(宮城県に申請する場合)

「建築基準法」、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」が改正され、令和7年4月1日から審査省略制度の対象範囲の見直しや省エネ基準の適合義務化などが開始されます。

令和7年3月31日までに着工を予定されている場合、申請受付から確認済証交付まで一定の期間が必要になるため、3月10日(月)を目安に早めの申請をお願いします。

◆着工日前後の扱い



- 申請の内容によっては、3月31日までに確認済証を交付できない場合があります。
- 施行日までに確認済証が交付できなかった場合、新基準での審査が必要となるため、追加で構造・省エネ関係規定に係る図書を提出していただきます。
- 施行日前に確認済証が交付され、施行日以後に着工するものについては、着工後の計画変更や検査において、構造関係規定等への適合性の確認が必要となります。
- 建築確認申請を令和7年4月1日以後に遅らせる等の対応もご検討ください。
- 詳細については、下記申請先にご相談ください。

◆申請先

土木事務所	対象地域	電話番号
大河原土木事務所 建築班	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	0224-53-3918
仙台土木事務所 建築部 建築第一班	名取市、岩沼市、多賀城市、富谷市、亘理町、山元町、大和町、大郷町、大衡村、松島町、七ヶ浜町、利府町	022-297-4347
北部土木事務所 建築班	栗原市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町	0229-91-0737
東部土木事務所 建築班	登米市、東松島市、女川町	0225-94-8691
気仙沼土木事務所 建築班	気仙沼市、南三陸町	0226-24-2538

※特定行政庁である4市(仙台市・石巻市・塩竈市・大崎市)や指定確認検査機関に申請する際は、各市又は機関にご確認ください。